

保

険



ひ

ろ

ば

ボランティア行事用保険のお知らせ

ボランティア行事用保険は、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における様々な事故に対する備えとして昭和59年に発足し、以来、多くの皆さまにご利用いただいています。

“ボランティア行事用保険って、どんな保険なの？”

- ①ボランティア行事の「参加者のケガ」や「主催者の損害賠償責任」を補償します。
- ②行事開催地への往復途上のケガも補償の対象です。賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ往復途上の事故も対象となります。
- ③ケガの補償以外に食中毒も補償の対象となります。また、Aプランについては熱中症（日射病・熱射病）も対象となります。（Bプランは対象となりません）
- ④宿泊を伴わない行事はAプラン。宿泊を伴う行事はBプランとなります。

		補償金額
死亡保険金		400万円
後遺障害保険金（限度額）		400万円
入院保険金日額		3,500円
手術保険金	入院手術	35,000円
	外来手術	17,500円
通院保険金日額		2,200円
賠償責任（限度額）	対人	2億円
	対物	1,000万円

		保険料	
Aプラン (宿泊を伴わない行事)	A-1	28円	
	A-2	126円	
	A-3	248円	
Bプラン (宿泊を伴う行事)	1泊2日	239円	
	2泊3日	293円	
	3泊4日	298円	
	4泊5日	352円	
	5泊6日	357円	
	6泊7日	362円	



「ご加入にあたって」

- Aプランは行事の危険度に応じてA1～A3の3区分となります。（詳しくはパンフレットをご覧ください）
- 加入手続き完了の翌日以降、補償開始となりますので、余裕をもって加入手続きを済ませてください。
- 不特定多数の参加者が見込まれるために参加者か否かを特定できない（名簿が作成できない）行事は加入できません。
- Aプランの最低加入人数は20名です。

「変更の手続き」

行事日程が順延となった場合は、加入を受け付けた社協を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに、変更手続きをしてください。
あらかじめ順延日が決まっている場合は、加入の際、加入依頼書に順延日を記載しておいていただければ、改めて連絡いただく必要はありません。
なお、順延が当日にしか判明しない場合は、翌営業日までに速やかに連絡してください。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。